

# 5月から住民票などの取得時に本人確認を



なりすましの防止や個人情報保護の観点から、これまでの誰でも住民票などを請求することができる法律が改正され、5月1日からは身分証明書などによる本人確認を行うこととなります。請求する本人であることが確認できないと、住民票などを交付できない場合がありますので、注意してください。

## 住民票などの交付に本人確認を行います

5月1日から、住民票や戸籍謄本・抄本などの交付申請時には、運転免許証や住基カードといった、顔写真付きの公的な身分証明書などによる本人確認が必要になります。

これは、他人になりすまして不正に住民票などを取得することの防止や、個人情報保護を目的に国の法律が改正されたことによるものです。本人確認ができない場合があるため、ご注意ください。

## 本人確認に写真付き公的身分証明書など

住民票、戸籍謄本・抄本などを取るときは、本人であることを確認できる身分証明書を持参してください。下の表に示した運転免許証や住基カードなどの顔写真付きの公的な

身分証明書であれば、1点だけで確認できます。また、健康保険証や年金手帳など、顔写真のない公的な身分証明書や、学生証など法人の発行する顔写真付きの身分証明書の2点でも確認することができます。詳しくは、下の表を参照してください。

## 公的な証明書として写真付き住基カード

運転免許証など、写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない人は、写真付き住基カードの作成をお勧めします。市役所だけでなく、金融機関の窓口など、さまざまな場面で本人確認の身分証明書として利用できます。

住基カードは、市生活福祉部市民課、各総合支所地域振興課で交付の手続きをすることができます。

詳しくは、市生活福祉部市民課(☎76-2111)まで。

### ●表 本人確認に使用できる身分証明書など

写真付きの公的な身分証明書 (1点で確認)	運転免許証、写真付きの住基カード、外国人登録証明書、旅券、身体障害者手帳、国・自治体などの機関が発行したその他の身分証明書
その他の身分証明書 (2点で確認※)	① 健康保険証、共済組合員証、年金手帳、写真なしの住基カード、印鑑登録証など
	② 学生証、法人が発行した身分証明書などで写真付きのもの

※①のうち2点、または①と②の各1点で確認します。②の2点では確認できません。

## ごみ集積場所の新築・改築 5万円を上限に補助します

市は、地域の環境美化と公衆衛生向上のため、地域の家庭が利用しているごみの集積場所の整備に対して、次のとおり補助金を交付しています。

■対象団体 地域の自治会など、ごみ集積場所を管理する団体

■補助対象経費 ごみ集積場所の新築および改築(1集積所につき1回まで)

※共同住宅などは対象になりません

■補助金額 予算の範囲内で、補助対象経費に5万円を限度として補助

■手続きの方法

①補助金交付を希望する団体は、交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

②市は、申請内容を審査し、補助金交付決定を通知します。

③設置が完了したら、必要書類を添えて交付請求書を提出してください。

■その他 補助を受けたい団体は、事前に相談してください。申請書などは、市生活福祉部市民課、各総合支所地域振興課に備え付けてあります。

詳しくは、市生活福祉部市民課環境衛生係(☎76-2111・内線1136)まで。

## 昭和56年以前に建築の住宅 安全確認のため耐震診断を

市は、木造住宅の地震に対する安全性を確認するため、知事が認定した県木造住宅耐震診断士による耐震診断を行います。

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅などが対象です。旧基準で建築された建物は、大規模な地震が発生した場合に倒壊する可能性がありますので、この機会に安全性確認のために診断を受けることをお勧めします。

■対象住宅 次の条件をすべて満たしている木造住宅が対象です

①昭和56年5月31日以前に着工したもの

②平屋建て、または2階建てのもの

③枠組壁工法(ツーバイフォー工法)、丸太組工法などでない、木造軸組み工法のもの

■診断費用 3,000円

■募集戸数 10戸(先着順)

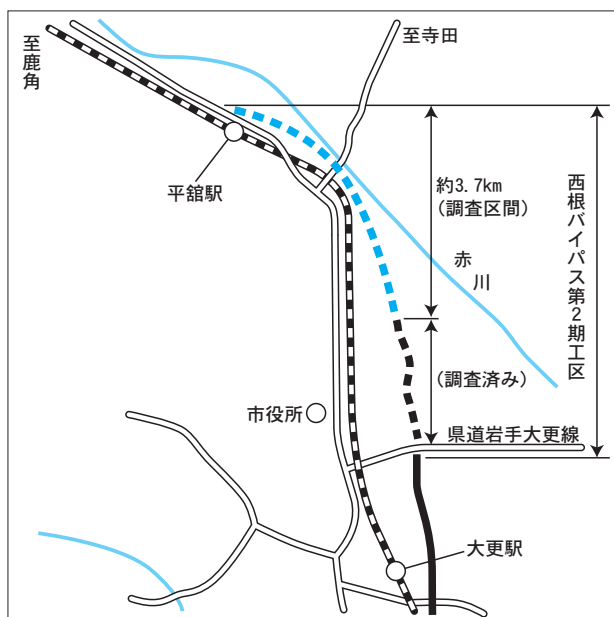
■募集期間 4月21日(月)から5月30日(金)まで

※募集戸数に満たない場合は、期間を延長します

■診断期日 5月上旬から実施する予定

申し込みなど詳しくは、市産業建設部建設課建築係(☎・内線1339)まで。

## 西根バイパス第2期工区調査のため、立ち入りにご協力を



西根バイパスは、交通渋滞の緩和などを目的として、国道282号の東側を南北に迂回する道路です。皆様のご協力のもと、19年12月末に第1期工区は開通しました。

今年度は、第2期工区のうち、左の図に示した約3.7kmの区間について、4月初旬から5カ月程度、具体的な計画を立てるための現地調査を行います。

この調査を行う中で、皆さんの土地に立ち入りをお願いしなければなりません。立ち入りをする場合には、あらかじめ調査員があいさつに伺いますので、よろしくご協力をお願いします。

西根バイパスについて詳しくは、盛岡地方振興局土木部岩手出張所道路都市チーム(☎62-2888)まで。